

審議経過（議事録）

- 1 開会
- 2 開会挨拶
- 3 議事 「最終まとめに向けて」

【渡部会長】

昨年度は、神奈川県の特例支援教育の現状把握と課題を議論し、3月に中間まとめとしてホームページ等に掲載した。共生社会の実現を目指す中で、神奈川県の特例支援教育のあり方に関する検討会が設置され、共生社会の実現を目指す、或いは支援教育として、これまで取り組んできた背景から、その取組について考えていくことは、ある面これまでの流れに沿った自然な形でもあるかもしれないと考える。

最終まとめは、これからの未来、或いは今後の施策の方向性の一つの大きな指針や、重要な資料に位置づけられるよう、議論を加速していきたい。第4回検討会は、神奈川県の特例支援教育の今後の方向性についてご議論をいただいた。資料1「最終まとめ項立て（案）」に、「今後を見据え、特に進めるべき柱」として大きく3点、「特例支援学校の整備のあり方について」「医療的ケアのあり方について」「特例支援教育における県と市町村の役割分担のあり方について」議論を進めてきた。

今回は、それに加えて、本検討会の目的が、インクルーシブ教育の進展を踏まえた今後の特例支援教育、神奈川県の特例支援教育のあり方を検討することなので、改めてこの基本的な考え方にある「インクルーシブ教育の推進」そして「地域で学ぶための条件整備」を改めて議論しながら、さらにその後の「今後を見据え、特に進めるべき柱」について議論を進めてまいりたいと思っている。

まず、インクルーシブ教育の進展ということ踏まえたあり方を考えていく上で、田所委員よりご発言をお願いできたらと思っているが、皆様、よろしいか。

（異議なし）それでは田所委員、お願いいたします。

【田所委員】

今、立場としてはインクルーシブ教育推進担当部長だが、県が、今後具体的な施策を決定していくためには、この会議の最終まとめを踏まえた計画が立案されていくという流れになるということなので、あくまでも委員の1人として、インクルーシブ教育とは何かということについて、皆様と共通理解を図ることができればという思いで発言をさせていただく。

インクルーシブ教育は、教育という名称がついているが、この言葉には、具体的な教育内容は含まれていない。つまり、インクルーシブ教育というのは、教育制度のあり方そのものを示している言葉と認識している。また、このインクルーシブ教育は、単に教育という視点だけで考えるものではなく、大きな話になるが、世界人権宣言に始まる様々な世界的な動きの中で、人権を守るという視点から述べられており、そこにインク

ルーシブ教育が位置付けられているということで考えている。

様々な表現が使われているが、基本的にはこの人権に関する考え方は、すべての人に同じ権利を保障するということになるかと思う。例えば、社会においてその権利が保障されるということを考えれば、すべての人が、地域社会で一人の参加者として、その社会に参加することができる。そのことを我々は、共生社会という表現を使い、或いは、共に生きるというような表現を使って表しているというように思う。そのような一連の、人権を守る、すべての人の権利を守るという取組の中に、インクルーシブ教育という言葉も位置付けられており、教育という視点から考えれば、すべての子どもたちに、教育の中でも同じ権利を保障するという考え方になるかと思う。

言い方を変えると、先ほど教育制度というふうに申し上げたが、同じ教育制度の中で、共に学ぶ権利を保障ということが、インクルーシブ教育の考え方の基本だろうと思う。

さらに、義務教育、或いは後期中等教育において、この権利の保障ということで考えると、やはりすべての子どもが小学校、中学校、高等学校で学ぶことができるということが、この一連の人権を守る取組の中で考えられる方向性ということとは、感じている。

まずは、冒頭申し上げた通り、これからの施策ということではなく、あくまでもインクルーシブ教育を進展させるということは、どういうことかを共通理解するために、インクルーシブ教育が人権の考え方の中に位置づけられており、目指す方向性としては、すべての子どもたちが小学校、中学校、高等学校で学べるようにするところに繋がっているということについて、委員の皆様からご意見をいただく中で共通理解を図り、今後の審議を進められたらと考えている。

【渡部会長】

田所委員からインクルーシブ教育の推進、人権を大切にする、保障するという考え方をベースにした教育ということで、すべての子どもたちが地域の中で共に学び共に育つ教育ということの発言であった。今日は「今後を見据え、特に進めるべき柱」に対する議論ということになるが、まず、基本的な考え方ということで、インクルーシブ教育の推進について、改めて、今後の神奈川県の特例支援教育のあり方、最終的なまとめを考えていく上で、ご議論、ご発言をいただきたい。この後のまとめにおいて大変重要な議論である。

【田村副会長】

ただいまの田所委員の主張は大変よく分かるが、気をつけるべきことは、例えば、障がいのある子どもたちだけでなく、様々な支援の必要な子どもたちの権利が守られるということについては、もちろん原則賛成であり、当然のことだと思うが、極論として、例えば、通常の学級で学べれば権利が保障され、特別支援学校や支援学級で学ぶ子どもが保障されないという偏った考えに受け取られるのは、少し危険だと思っている。どこに学んでいても、その子どもに応じた適切な教育が保障されるということが人権の保

障であり、どこで学ぶことが保障される、されないということではないはずだと思う。

インクルーシブ教育というのは、障がいのある子どもたちに対する施策ではなく、支援の必要な子どもたちが、どこを選択してもよい、もしくはその選択できる権利が保障されているということだと私は理解している。では、その選択の中に、現状において、例えば小学校、中学校等の整備、環境が十分ではないがために、本来、そこで学びたい、地域で学びたいという希望を持っているにもかかわらず、そこは選択できないという消極的な選択で、特別支援学校、学級に行かなければならないということがある、ということが現状だと思う。それは、是正していかなければならない大きな課題だと思う。

一方で、積極的に子どもの状況から特別支援学校、学級を選びたい、もしくはそこで学ぶことが、最もその子どもにとっての権利が保障されるということも当然あり、子どもの権利を保障するということは、それぞれの個別の選択の保障だと思っている。その辺りをインクルーシブ教育という中で、きちんと押さえておかないと、変な価値づけが起こってしまい、片方がよしで、片方が悪い等、善悪というようなものの考え方をするのは、非常に危険だと思うので、この中で押さえておきたいことではないかと思う。

【渡部会長】

重要なお発言である。この後の議論もあるが、最終的な報告の中で、そのあたりを明示しておくことが必要であるという考えでよいか。

【田村副会長】

おそらくこれは、かながわ教育ビジョンの中に、基本的な考え方として、盛り込まれている話だと思う。それを我々が考えるときに、この委員会の基本的な理念としては、その辺りを押さえておかないと、ダブルスタンダードに見えてしまう。特別支援学校や重度障がいの子どもの医療的ケアのことをやっぴながら、一方で、インクルーシブ教育のことを言っているというあたりが、よく整理しておかないと、二重基準をしているように見えてしまうので、そこを整理しておく必要があるだろうと思ひ発言した。

【田所委員】

田村委員のご発言と、私が話したことは、矛盾している話ではない。私が冒頭申し上げたことは、あくまでもすべての子どもたちに、小学校、中学校、高等学校で学ぶ権利があるということである。つまり、そこで学ぶことを選択したときには、それが保障される。そして、学ぶ場所として、特別支援学校が教育機関としてあり、そこで学びたい場合は、それを保障していくということにも繋がっていくと思う。私が申し上げたのは、基本的にすべての子どもたちに権利が保障されるということは、選択権を持っている、つまり、小学生、中学生、高校生になる権利について、基本的に保障した上で考えていくということなので、ぜひ田村委員のご発言とあわせて、ご理解いただけるとありがたいと思ひ、補足した。

【渡部会長】

改めてインクルーシブ教育ということを考えていくときに、その概念、定義をしつか

りと、誰もが納得できる形で示しておくことが必要だと思うので、この議論は、さらに最終的な段階まで詰めていかなければいけないと思っている。

【須山委員】

2点質問する。1つは、本日の資料1「最終まとめ項立て(案)」は、第4回の最終まとめ骨子(案)から、新たに加わった要素があるのか。関連して、前回議論した時に、この資料を基に今後の方向性の項目立てまで含め、課題出しや方向性を意見交換させていただいたと思うが、その延長線上で今日の資料の構成、或いは議論の内容があるのかを伺いたい。

もう1点は、先ほど田所委員からご説明のあった、神奈川県で進めるインクルーシブ教育と、前回参考資料1ということでもいただいた、文部科学省の「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」と比べて、神奈川県でお考えになっているインクルーシブ教育と、文部科学省の考え方というところの違いがあるのか無いのか、あるとすれば何か、というところについて質問する。

【渡部会長】

事務局への確認でよいか。

【事務局】

1点目について、「最終まとめ項立て(案)」というところで、今回の資料と前回の検討会の資料の内容で、新たに加わったことはない。基本的なベースは、変わらない。昨年度、神奈川県の特例支援教育の状況から、現状と課題というところで、中間まとめにさせていただいたところも踏まえた形で、今後、今日の議論も踏まえ、最終まとめの形にしたいと考えている。ただ、言葉遣いや、言葉の量等は、前回に比べると変更があるが、これは、この間の検討会の議論を踏まえ、事務局の方で修正をさせていただきながら、資料として示させていただいたところである。

【渡部会長】

2つ目の質問についてはいかがか。

【事務局】

先ほど田所委員からの発言にもあったが、インクルーシブ教育の推進ということでは、人権を保障し、共に学び共に育つということがベースにあるので、そこを踏まえたということである。

【渡部会長】

私自身の委員としての捉え方であるが、神奈川県の方々の今後の特例支援教育ということの、例えば項立てⅢの議論の中で、どちらかというところ、2の「今後を見据えて、特に進めるべき柱」の議論が中心に行われてきたような気がする。

しかし、この議論を進めていく上で、改めて神奈川県として、或いは神奈川として、1の「基本的な考え方」というところで、インクルーシブ教育ということはどう考え、どう進めていくかということ、さらにそのための地域で学ぶための条件整備ということ

ころの議論が、やや不足していたような印象を持っている。やはり2を進めていくために、1の「基本的な考え方」ということがはっきりしない中で、2の議論を進めていく難しさもあると思う。

これまでの議論でも、未来や夢という議論もあったが、それらを考えていく上で、まず「基本的な考え方」をしっかり議論した上で、2の「今後を見据え、特に進めるべき柱」の議論を進めていく必要があるのではないかと思う。そういう意味では、新たに加わった部分はないかもしれないが、しかし非常に大きな、今回の位置付けだと思っている。2の辺りについては、考え方になるので、もう少し整理が必要だと思う。

【須山委員】

一点目の質問については分かった。2点目の質問について、事務局の説明では、国の目指す方向と、神奈川県が目指す方向が、インクルーシブ教育という意味において、同じ方向性なのか、或いはちょっと違うところがあるのかということがよくわからなかったので、再質問し、確認させていただいた上で進めさせていただきたい。

【渡部会長】

事務局からの回答となると、精査が必要だと思うので、そういった点では、検討の時間をいただく。関連して、或いはそれ以外でも、ご発言をお願いします。

【田所委員】

須山委員のご意見について、いわゆるインクルーシブ教育の推進という表現と、インクルーシブ教育システムの構築という表現については、私自身は、インクルーシブ教育という言葉を使っている限り、目指す方向は同じだと思っている。ただ、国の表現には、システムの構築の中身の話がある。それはおそらく、国が示している施策の部分を含んでいる。つまり、特別支援教育を推進していくところの施策について、そのシステムの構築という言葉に含まれていると思う。しかし、いわゆる共生社会を目指して、インクルーシブ教育を推進していくという考え方の、基本については、どちらも同じという認識で良いと、私自身は捉えているが、これは他の委員の皆様にもご意見をいただいているということだと思う。

【渡部会長】

非常に重要な部分であり、改めて整理をした上でということの方が適切かと思うので、一旦ここで留めさせていただく。併せて関連することで、委員の皆様からご発言をいただきたい。

【廣瀬委員】

今現実として、インクルーシブ教育システム構築をめざして、特別支援学級、また、特別支援学校という学びの違う場がある。通常の学級とは違う場がある中で、障がいのある子どもたちが、それぞれの必要な教育を受けていると捉えている。この仕組みをさらに発展してインクルーシブ教育システムを構築していくために、特別支援教育を推進していこうということが、今の教育制度の中にあると捉えている。しかし、この先、

10年後、20年後、30年後どこを目指すかにもよるかと思うが、大きな意味で「共に学び」ということは、地域の中で一緒に学んでいこうということが、インクルーシブ教育を進めていこうという将来的なあり方に、私は思っているところがある。

そうすると、連続する多様な学びの場というのが今は分断された場所であって、制度的に連続してはいるが、地域の中にそこが無いというのが現状だと思っている。それを、もっと近づけていくのが、将来あるべきインクルーシブの推進というところにつながるのではないかと考える。そのためには、いろいろなハードルはあるかと思う。教員の体制、医療的ケアの体制もそうである。場所の確保等様々あると思うが、そんな方向ではないかと、これまでの話を聞いている中では思ったところである。ただ、どこで学ぶかを選ぶ権利をすべてなくす等ということではないというところで、設定していくのが大きな方向性ではないかと考える。

【渡部会長】

現状としては、連続する多様な学びの場をいかにリンクさせていくかというところが重要だという発言である。

【磯部委員】

日本の国が目指していく、世界が目指していくという共生社会に向けて、来年、5年後というスパンの話ではなく、もう少し未来になるかもしれないが、そこに向けてどういうふうに考えていくかというところが、まず基本にあるべきだと思う。

例えば、現状、特別支援学校に消極的に就学を選択せざるを得ない状況というのは、私も人権という観点から、やはりそこは考えていかなければいけないと思っている。場によらず、障害種によらず、すべての子どもたちがニーズに応じて等しく教育を受ける権利は、やはり小学校であれば小学校、その地域に住んでいる子どもたちが通常、地域の中で育っていく。放課後や長期休業中含めて、地域の中で育っていくという、そこを作ることが、後々のその子どもたちが大人になったときの共生社会に繋がっていく。それは、当事者だけではなくて、地域の人も含めてということになると思っている。分断という部分が、環境的、物理的なもので起きてしまわないような、就学先を選択していくなど、主体的な方向で教育というものがあるべきと思っている。

【成田委員】

医療的ケアのあるお子さんのことと言えば、医療的ケアという言葉だけで片付けるには簡単すぎるほど、いろいろな状態像の方がいて、いろいろな教育の場が必要だと考えている。身体的にも医療的にも制限が多いだけに、学びに関する思いは、非常に強いものがあり、学びの中で自己実現していくという部分も大きく、教育が担うものは、人間形成上大変大きいものがあると思う。

そういう意味で、多様な場を保障していただきたいと考える。多様な場というのは、医療的ケアのある子どもたちのために特別な場所をつくってほしいということではなく、今ある通常教育の中で、いろいろな工夫をすることによって、いろいろな学び方が

できるのではないか、制度も現実も含めて見直す必要があるのではないかと考えている。絶対必要な医療という部分でも、今は制度が変わって、地域医療、在宅医療というところが、制度としてとても広い部分を抱えてきている。医療分野も、小さな単位で動き出している部分があり、学校制度の医療の取り入れ方について、もっと考える余地はあるのではないか。そういう部分で、通常教育をなかなか選択できないという現状を、少しでもこういう状態なら選択できる、工夫ができるということを、私たちの中で具体的に市町村との役割分担も含めて、考えていく余地はあるのではないかと考える。

【渡部会長】

大事なご発言である。

【成田委員】

もう一つ、通常教育に行くのは、医療的ケアのある子どもたちの思いを保障するだけでなく、共に学ぶ中で、いわゆる通常の子どもたちと言われる子どもたちも、自己肯定感を感じたり、医療的ケアのある子どもたちがいることによって、子どもたちが繋がりを創ったりする。医療的ケアのある子ども 1 人のためにたくさんのお金が使われてということだけではなく、得られるものも多いのではないかとということも、改めて確認していく必要があると思う。

【稲葉委員】

考え方や理念は、しっかりとすり合わせをしていく必要があるという趣旨で始まったと思う。報告書に、どういう形で表現していくのかは、いろいろあろうかと思うが、やはり、遠い将来の理念、目指すべきところの記載のみにはいかないのではということと、やはり現実に今の学校が置かれている状況を見据えて考えざるを得ないというところは、現実としてある。その中で、文部科学省の報告書にも、その時点で最も教育的ニーズに的確に応える指導が提供できる場が大事であること、充実感、達成感を持つということ、ただ単に一緒にいるということが目的ではないということも書かれているので、学校教育制度の根本、国の制度の変更がない中で、理想だけを言うわけにはいかないというのが、考えているところである。例えば、小学校、中学校、高校を選べるようにする権利のところ、とても高い障壁になっている事実がある。そういうことについても、現実に則した議論が必要であり、冒頭の考え方にも、現実的な側面からきちんと記載していく必要があると思う。

【渡部会長】

おそらく、当然の書き方になると思う。ただ、高い障壁ということと同時に、どういったことが比較的、直近に、或いは一定の期間でクリアしていく可能性があるかという、本質的な検討という中で、作業過程、工程も考えていく必要があると思うので、いずれにしても、今のご発言については、報告書のまとめにあたり、どうしても向き合わないといけなところかと思う。

【野村委員】

本校では、発達障害のある生徒を通常の学級の中で、それから取り出してという通級による指導に取り組んでいる。私が考えるのは、義務教育段階の次のステップとして、いろいろな選択肢がある。そこで、子どもたち、或いは保護者の方が、いろいろな選択をしていかなければならないと思う。もともと高等学校は、いろいろな選択肢があり、いろいろなタイプの学校ができ上がっており、後期中等教育というのは、高等学校だけではなく、学校へ行かない、働きたいという選択肢も、もちろんあると思う。職業訓練をしたいという選択肢もあると思う。障がいのあるなしにかかわらず、いろいろな選択ができるのではないか。そういう文化の中に、日本の高校は位置付けられており、神奈川もいろいろな学校はできており、そんな中でインクルーシブ教育推進実践校もでき、日本独自の複合型というような感覚ができ、そこにまた選択肢が一つ増えている、というのが現状だと思う。そんな中で、特別支援学校の位置付けも、選択肢の一つとして大きな実績がある。その選択肢の幅の中の一つ、要するにコミュニティという、社会の中の選択肢の一つという考え方、すべてが学校の中の社会ではなくて、地域社会の中の一つの位置付けの学校だと感じている。

【渡部会長】

後期中等教育段階において、多様な選択肢の中に、特別支援学校の高等部というところもしっかり含めた上で、多様な選択肢を検討するというこの話でよいか。

【野村委員】

その方が、選択肢が広がるのではないかと思っている。

【田村副会長】

いろいろなご意見をいただき、それぞれ賛同できる場所が多々あるが、冒頭の、人権の保障といった理念は誰も当然文句を言えない、その通りでしかない。ただ、そこに変な価値をつけてしまうような読み取り方をされてしまうと、この委員会の趣旨とは違ってきてしまうのではないか。人権の保障がこうであれば果たされる、こっちでは果たされなくなってしまうのはまずい。やはりこの間議論してきたのは、要するに多様な選択ができることを保障することが、その子どもたちの人権を保障することであり、教育の場を保障することであるという理念だと思う。その辺を、この基本的な考え方には盛り込んでおく必要がある。だから、より専門的な教育を求める子どもたちが一定数いる以上は、そういった学校に対する老朽化対策等も含めて対応する必要があり、より専門性を充実させていかなければならないというのも一方である。しかし、それで済ますわけではなく、当然小学校、中学校、或いは高校においても、教育の場を保障していかなければならない。ただ、小・中に関しては市町村が設置者なので、県は何が出来るのかというと、県としては基本的考え方を示すだけでは多分無責任になってしまうと思う。そうすると、特別支援学校や高校等については、ある程度県立として方向性は出せると思うが、同時に市町村がどのように、環境整備をしていけるか、それをどう支援できるのかというあたりをきちんと押さえておかないと、ハードルが低くなっていか

ないような気がする。委員の皆様は、私も含め特別支援教育に深く携わる方が多いので、自分たちの周辺のことは気になるのだが、やはりなかなかカバーできない、通常の学級や、市町村等の考え方を、どうすりあわせていけるのか。一緒に考えていけるようにするためには、どうすれば良いかというあたりが、この中に盛り込まれてしかるべきかと思う。

【篠原委員（代理・西内指導主事）】

インクルーシブ教育の人権的な考えや、理想に向かうことは皆さん賛同のとおりである。ただ、現状としての難しさも感じてはいる。では何が必要なのかを考えていく中で、私は正しい知識と、ゆとりある思いやりの心のようなものが必要かと思っている。正しい知識は、今後の研修でも必要であり、書籍はあふれている。ただ、わかっているが、その時に適切な行動ができるゆとりのなさというのも、実はあり、やはり多忙というのが一つキーワードになっており、通常の学級の担任が対応すべき幅がとて広がってきている。そこがやはり課題と感じている。そのため、インクルーシブを進めるための条件整備に注目するのは、大いに賛同する。また、正しい知識を、研修や書籍だけでなく学ぶことを考えていくと、やはり、共にいることで気づき、悩んで学ぶというのも大切だと思っている。悩んで、解決策を見つけることが、支援教育の推進、インクルーシブな世界につながるのではないかと感じている。

【渡部会長】

2点、正しい知識、そしてゆとりのなさについて承った。インクルーシブ教育を推進するという観点において、その障壁となるいわゆるゆとりのなさというところは、多忙感ということが中心という捉えで良いのだろうか。もちろん多忙感は、大きなものだと思うが、ゆとりという中に、どういった内在があるのかという辺りを、もし何らかの機会にお伝えいただくことができればまた広範な議論ができると思う。例えば多忙感、ということでの理解と思っている。

【窪島委員】

市町村立学校、特別支援学校もある市の立場として、自分の市をみても、特別支援学校と通常級、同じ教員でありながら、それぞれの学校のことへの理解という、教員側の課題があるという気がする。今の多忙感の話にも繋がるのかもしれないが、合理的配慮と言われているが、特別支援とまではいかなくとも、支援が必要な子どもたちに対する合理的配慮、それを行う余裕がなければいけないところと、またそれを通常の学校、学級で行っていくことで、支援が必要な子どもたちが、多様な学びができる、小学校、中学校でも学ぶことができるというような場をつくれるようにしないといけない。それはわかっているが、十分でない現状があるのかもしれないと思っている。また、共に学ぶということを、小・中学校、特別支援学校あるいは特別支援学級も含めて、それぞれの子どもたちはもちろん、教員がその視点を持つところから始めていかなければいけない。それが、最低限必要なこととして、意識することからと思っている。

【富澤委員】

多様な学びの場を保障していこうとしたときに、やはり教育の力だけでは難しさが
あり、市町村としては、福祉との連携が欠かせないといったところは非常に強く感じて
いる。いろいろな学びの場を選択し、そちらに移動するという点についても、やはり
教育だけでは難しいところを、市の中で、福祉との連携を強めていくこと、例えば、様々
なサービスを行う事業所と連携できないかということを考えているので、その辺りも
少し盛り込んでいただくと動きが作りやすくなっていくかと思う。

【磯部委員】

医療的ケアに関して、特別支援学校では、確かに高度な内容を実施しているが、そこ
には様々な環境や、人の配置も手厚くなり、専門性もとても高くなっている。ただ、特
別支援学校に登校しているときは、そうした状況であるが、住んでいるところは地域で
ある。例えば、今回の台風 15 号の長期的な停電などの時に、地域でそういうニーズの
ある子どもたちや地域に住んでいる高齢の方など、電気が非常に重要な方々は、たくさ
んいらっしゃる。やはり住んでいる地域の支える力として、いろいろな子どもたち、い
ろいろな人たちが住んでいるという認識を、その自治体として、かなりしっかりと持つ
必要がある。もちろん神奈川県も同様である。卒業時に福祉とやっとならで連携してい
くという状況というのが、いまだに大きなハードルになってしまっている。共生社会を
目指していくということは、未来を作っていく、未来の社会を作っていくということか
らすると、社会をつくっていくのは大人だけではなく、子どもも含めてということをお
考えと、やはりそういうことは大事である。

そのために神奈川県が、どういうことができるかといったことについては、例えば県
の特別支援教育課が行っているような、医療的ケアで地域の小・中学校へのサポート等
の施策がもっと充実していかないと、とても小・中学校で対応することは難しいと思っ
ており、それは医療的ケアだけではなく、各専門性を持った教員が小・中学校でサポー
トしていく等、例えば一体となって連携していくことなどが当然必要になってくる
と思っている。

【渡部会長】

まず、インクルーシブ教育の推進に関連して、皆様からご発言いただいた。PTA 代表
から、この機会にご発言はいかがか。

【上田委員】

インクルーシブ教育と言っているが、その教育という言葉の中に空洞があると思っ
た。やはりその中身は何もないのだというのをずっと感じてきていたところだった
ので、何となく自分の中でストーンと落としこんだ部分があった。もう一つ、話を聞いて
いる中で、共に学ぶ、そこで何を学ぶのかという気持ちが、一人の親としてどうしても
聞きたい。

【渡部会長】

いずれも議論として外せない部分だと思う。この後の議論に関して事務局から説明はあるか。

【事務局】

今、ご指摘をいただき、やはり大事なのは、中身をみんなで考えていくこと。また、共に学ぶと言っているが、本当に何を学ぶのかということだと改めて実感した。この後の議論は、まさしくその具体的なことを考えていく時間でもあると思う。冒頭、須山委員からご質問があった、国と県のインクルーシブ教育の方向性はどうかというご発言についても、もう一度、我々も国のものを読み返し、方向性について改めて考えを深めさせていただこうと思う。

ただ、国でも「共生社会」と「可能な限り共に学ぶことができるよう配慮することが重要」という言葉を使っている。私としては、国も県も同じ方向性を向いているというのは間違いないと思っている。可能な限りという言葉が、市町村や地域によって異なる。今のご発言の、何を学ぶことが可能なかを突き詰めていくと、中身ができていくのかなと思う。

今、可能でないことを、どうしたら可能になっていくのかということ、この後、中間まとめの課題を踏まえながら、可能なことを広げていくのが、このあり方検討会の方向性だと思う。前半、すべての子どもたち、障がいのある子もない子も、すべての子どもたちに同じ権利を保障するということは、皆様共通のベースとして押さえていただけたかと思うので、そういったことも踏まえ、後半の議論をお願いしたい。

【渡部会長】

改めて、基本的な考え方の（２）「地域で学ぶための条件整備」、或いは「今後を見据え、特に進めるべき柱」で、これまでもご議論いただいたが、さらに本日前段の議論を踏まえつつ進めて行きたい。各項目、内容いずれでも結構なので、ご発言をお願いします。

【渡部会長】

委員として、今後のあり方を考えるときに、どうしても確認したかった点がある。特別支援学校の設置主体、或いは設置形態。この問題を、今後、神奈川県、政令市、中核市が存在するこの神奈川の地において、設置形態の問題をどうしていくのかについて、やはり一定の議論をしておく必要があるのではないかと思っている。

先ほど、多様な学びの場、或いは連続性という話があり、もう一つ、柔軟な仕組みということが言われている。現状は、柔軟な仕組みということにおいて、いくつかの設置形態の問題が、障壁になっているというのは確かだと思う。それは、すぐには解決できないことだと思うが、一方で例えば、京都のように、京都府立と京都市立の特別支援学校というところの役割を、少し違えて行っているということもあり、横浜市にある特別支援学校で、今、県と市のどちらが中心的に特別支援学校への就学を希望する児童に対して対応していくのかというところが、非常にせめぎ合っている状態という認識をしている。

そういった意味では、多様な、柔軟な、と言いつつ、この部分が非常に大きな神奈川県独自の問題にもなると思うが、設置形態の問題をどうしていくのか。政令市と県で、いわゆる棲み分けをするのか、それとも新たな神奈川の連携モデルのような、新たな柔軟な仕組みを構築していくのかというあたりが、もちろん藤沢等もだが、やはり今後、遠い将来という話だけではなく、近い将来どうするかということも、進める時の柱の中で、そのあたりの議論も進めておく必要があるのではないかと考えており、問題提起になるが発言をさせていただいた。

【須山委員】

今、渡部会長からあった話の一つに、京都府と京都市の関係性というのがあり、京都市立の特別支援学校が、京都市内のお子さんを受け入れるという形をとっている形態だと思う。昭和の時代になると思うが、京都府知事と京都市長の方で、役割分担を取り決めた上で、今の形になっているというのは聞いている。今、神奈川県において、それが当てはめられるかという、なかなか難しいと感じている。政令市及び中核市等で、運営をしている市立の特別支援学校は、極端な話をすると、県か市にどちらかに寄せることができるのかという、今の段階では、私はなかなか運営の主体を寄せていくのは難しいのではないかと感じている。

ただ、これは、お決まりの話ではあるが、特別支援学校の設置義務は、法の下では都道府県にあるが、その中で、市立の学校の運営を各都市がしており、その関係性をどうしていくのかというところである。県市で連携していきますとよく言うが、連携をしているという姿勢の中で、お互いに押し付け合うなり、牽制してしまうところもあると思うので、この場だけでは結論が出ないかもしれないが、次回以降ある程度はつきりさせるところまではしなければいけないとすれば、県及び関連の市で、きちっと進める必要があると思う。

【田村副会長】

会長のご指摘はまことにもっともな話であるが、逆に言うと非常に大きな問題でもある。全国の様子を見ても、神奈川のように複数の政令市を抱えるところは無く、大阪府などは、逆に大阪市が大部分を占めるなど、それぞれ全くその地域性によって状況が変わってきてしまうということはある。神奈川県で、もし特長を生かしていくとすれば、子どもたちはあくまでも地域の子供たちである。だから、県がどうである、市がどうであるではなく、自分の地域の子供たちがどういうふうに学ぶ場を保障していくのかということに尽きる話だと思う。

子どもたちにとって特別支援学校が必要であれば、設置義務がどこであるとかいう押し付け合いではなく、それぞれが作るということも考えてよいだろう。ただ、そうなった場合、県立の学校と同じようなことをする必要は待たないわけであり、例えば、横浜市の中で、小・中学校と特別支援学校とが一体になっている形はいくつかある。ただ、それも敷地が同じというだけで、交流ができていくかどうかということとは、また違う

問題になるが、交流のチャンスがある。そのような独自の特別支援学校の姿にし、それを保護者たちが選択できるような形というのが望ましいのではと思うが、かなり十分に議論していかなければならない大きな課題だと思う。

【成田委員】

先ほど可能なことを広げていくという話があり、特別支援学校の整備が、今まで新しい学校を建てるということに追われていた感があると思う。やはり現状にある特別支援学校の機能を見直すという視点も大事だと考えている。先ほどの柔軟な仕組みのモデル、特別支援学校と地域の小・中或いは高校も含めた柔軟なモデルというのは、やはり構築していかなければ、今通常の学校でできないという条件を、突破することができないのではないかと思う。今ある特別支援学校の、地域支援の仕組みだけでなく、もう一步進んだ支援が必要である。特別支援学校が今まで培ってきた地域支援や、地域での役割も含め、それからもう一步二歩進んで、新しいモデル、多様な学びの場をどう設計できるかを、イメージすることが必要ではないかと思う。

【廣瀬委員】

秦野養護学校末広校舎のような形が広がり、地域に特別支援学校の仕組みがつくられていくことは、今後の方向性の一つかとは思う。ただ、やはり既存の小・中学校の一部にその場所を設置している中で、その使い勝手や教員の配置など、配慮しなければいけないこともある。もう一步進んだ地域支援をやっていければ理想かと思うが、環境の整備は、なくてはいけないことかと思っている。また、高等部の分教室の話は、これからインクルーシブ教育の高等学校がさらに広がっていく、まだ拡大していく部分でも、高校との連携の中で、高校教育の中に特別支援教育のこれまで培ったもの等も含め、考えていけるとよい。

【稲葉委員】

渡部会長の話は、個人としては興味深いですが、本検討会の場だけでは、扱いきれないのではないかという気持ちもある。特別支援学校の整備については、この4回の検討会での議論があり、地域的な課題については、中間まとめに記載をさせていただいているので、現実、特別支援学校を強く要望するニーズがあったり、人口増が続いていたりということに対しては、報告書の中でも必要な整備を行っていくということを記載させていただききたいというのは、現実面に即した意見である。

については、県なのか政令市なのかという議論があったとは思いますが、渡部会長のご発言もあるが、政令市川崎市の立場としては、やはり学校教育法も踏まえて、県がきちんとイニシアチブを取って進めていただくという姿勢は必要かと考えている。

【渡部会長】

必要な整備を、といった時の整備は、適正規模ということはもちろん大事なことだと思う。それは、現状の教育が、従前にできないということのために、適正規模が必要であるというのはよくわかるが、成田委員の発言のような、いわゆる特別支援学校の機能

の見直しということにおいて、稲葉委員がおっしゃった、必要な整備や、適正規模というところが、どういう形で繋がってくるのかが見えにくいと思い、もし追加の意見があれば、お聞かせいただきたい。

【稲葉委員】

本市で、小学校の中に特別支援学校の小学部を設置して、長年運営してきたという実践は、市としては大きな成果と捉えている。川崎地域や横浜北部地域にまたがる特別支援学校の過密化の現状等も踏まえ考えると、現実的にはやはり学校の新設等も含めた整備は、実際必要ではないかと考えている。会長のおっしゃる機能という、そこだけではなく、新たな居場所の整備という観点もないと、現状の市民のニーズには、なかなか応えきれないというところはある。

【廣瀬委員】

特別支援学校の適正規模校はこうですということは、現実としては無いことは承知している。例えば、末広小学校に、秦野養護学校の一部を設置している中で、活動の場が十分確保できるように、市等と連携協力をしながら進めるということ。拠点がありつつブランチ的に設置していくのであれば、そうしたことも確認するというところでの適正規模ということで、発言をさせていただいた。

【田村副会長】

Ⅲの2の(1)のあたりに入ってきたような気がするが、実際問題として例えば、特別支援学校のことに限って言えば、量的な整備の問題と、質的な整備の問題と両面あるはずである。数が足りないという点や、積極か消極かという問題はあるが、選択しようとしている保護者、子どもたちが多く中で、ニーズに応えきれないという課題はあり、量的な充実はしなければならない。一方で、今ある特別支援学校の姿はこのままで良いのかということについては、十分に考え直すべきであろうと思っている。時代整合性という点や、或いは専門性のさらなる向上等について、時代としては地域に開かれ地域と連携し、地域と一体になり、進んでいく特別支援学校であるべきだと思し、そのためには何が必要なのかという話である。まさしく形ではなく中身である。どうすれば、特別支援学校に通う子どもたちにとっても満足でき、その周辺の小・中学校、高校の子どもたちにとっても必要な支援が行きわたるようにできるか。それは、特別支援学校だけの役割ではないだろうと思う。

特別支援学校は、ある意味では県が直轄している部分も多々あるので、方向性を持って、中身と数と両方を充実させていくことになるだろうとは思っている。末広校舎も、理想の形と言い切れないものもあると思われるが、逆に言うと、どうしたらそれを改善していただけるかと考え、モデルケースとして捉えていくような形になるかとは思っている。

【事務局】

モデルとして末広校舎については、秦野市教委と、我々県教委、そして学校長同士が、教育課程に支障なく使えるよううまく調整している。これは、連携している一つのモデ

ルでもあると思う。県と市町村が、今後どのように連携していくのか。課題が生まれた時に、どのようにその課題をクリアしていくのか。文科省通知の「可能な限り」というところもあるが、どのように課題を解決していくのかということも、県と市町村の連携に含まれると思うし、末広が一つのモデルでもあると思う。

【渡部会長】

地域で学ぶための条件という中で、併せて2の「今後を見据え、進めるべき柱」に関連しながらご発言いただいている。

【窪島委員】

地域で学ぶということを考えたときに、例えば医療的ケアについても充実させ、地域の小学校、中学校で学べるようにする。これは今、藤沢でもやっているところである。それで、実際に学んでいる子どもたちもいる。しかし、課題として何があるかという、看護師の確保や勤務形態では、医療的ケアが必要な時間だけになってしまう、或いは登校時はどうするのか。修学旅行の付き添いという課題も出てきている。そういった周辺の整備について、実際問題になっている。

藤沢市は、白浜養護学校や藤沢養護学校の入学希望者増加という現状もある。そこで、特別支援学校の新たな設置、或いは受入定員の拡大、或いはスクールバスや校内環境等学校の整備などによる課題もあると聞いている。

地域の受け入れや、特別支援学校の整備が、大きな課題になっているというのは、今藤沢市で感じているところであり、一概に、地域の小学校、中学校に行けばいいという問題だけではなく、特別支援学校を希望する子どもたちや、保護者に対しても、どのように整備を進めていくかということは、大きな問題と感じている。

【渡部会長】

窪島委員の発言とは少し違うかもしれないが、地域ということのありようを、どう考えているのかという、特別支援学校は地域ではないという話ではなく、それも含めた、いわゆる地域という、改めての概念、イメージの中で、支援を組み立てていくということではないと、おそらくなかなか解決できないのではないかなというようなご発言かと思ったのだが。

【窪島委員】

もちろんそうである。地域という概念が、ただ単に自分の住んでいる地域というところだけではない、もっと大きな概念でも必要であろうと思う。

【渡部会長】

地域ということの捉えである。

【渡部会長】

医療的ケアや、或いは3番の役割分担、すでに議論には入っているが、医療的ケアについて、通学については今後どういう形で取り組んでいく方向性なのか、どう考えたらいいかというところがあり、もちろん直近で何かできるということは難しいとは思

が、やはり登校も含めた就学というところを考えると、やはりそのあたりに対する取組は、今後の医療的ケアのあり方を考えていく時に、どうしても考えていかなければならない大きな点と思い、それ以外にもたくさんあるかとは思いますが、気になっているところである。

【田村副会長】

医療的ケアの子どもたちの通学の問題も、作業部会等で何度も話題になっているところである。一つには福祉との連携ということもある。例えば近くの小学校に行けばよいのかといっても、小学校まで歩いていけるわけではないとなると、そこも何らかの通学手段を考えなければならないし、また最近はいろいろな業者が、特に放課後支援などが入ってきている。その辺との関係もあり、民間をどういうふうに活用していくのかということも含まれ、かなり通学の問題でも広範囲な課題が出てきていると思っている。

【成田委員】

今の特別支援学校のスクールバスの運行の現状から、医療的ケアの子を乗せるということは、現実的ではないと考える。やはりいろいろな医療的な配慮もあり、他の子どもたちのスクールバスの乗車時間ということも大事であり、そう考えていくと、今のスクールバスにどう乗せるかという発想をしても、現実的ではないと思う。

【渡部会長】

通学に関しては、今すぐ担えるかは別だが、登校することについて、その確実性に対して、誰が役割を担っていくのか、やはり現状としては、保護者の方が大部分ということがあるが。

【成田委員】

保護者が一番子どもの状態像をよくわかっており、以前、保護者にここのバス停だったら提供できますというお話をしたときに、雨の日も風の日もあって、バス停で待たせておくということとはできないとおっしゃったことも考えると、通学については、子どもたちが一番良い状態で、どうやったら学校に通学できるかということを考えていく必要がある。やはり福祉やいろいろな行政のところでバックアップがない限り、子どもたちの状態は個別性が高く、スクールバスという考え方だけでは、現実的には難しいのではないかと考える。

【渡部会長】

スクールバスで、というわけではなくても。

【成田委員】

それで、近い学校が良いのではと考えるということがある。

【田所委員】

先ほど、上田委員にご指摘いただき非常に反省する部分がある。私の説明が非常に悪かったのだと思う。いわゆるインクルーシブという言葉の中に、教育の意味合いが含まれているのではなく、そもそもインクルーシブというのは排除しないということな

ので、教育制度から排除しないという考え方、意味で申し上げたところである。

その視点で考えると、おそらく今どうしても子どもは、すでに様々な学校があるというところをベースに考えがちであるが、私が申し上げたかったのは、いわゆるスタート地点に立つという意味合いである。すべての子どもたちが、地域で生まれて教育を受けるといふスタート地点に立った時に、現在、小学校入学の2ヶ月前には就学通知を受け取っているということが決められていると思う。地域の小学校に入学という方については、就学通知はその段階で出る。ところが、特別支援学校か地域の学校かという検討が進んでいったケースについては、極端に言うと3月の終わりに就学通知が出ることもある。

つまり、それを考えると、やはりすべての子どもたちが、同じタイミングで就学通知を受け取り、地域の小学校に行くというベースがあって教育制度が考えられていくことが大切なのではないか。教育の中身の話もそのスタート地点に立った時に、この子の教育について、或いは一緒に学ぶということはどう考えるかということから始めないと、どうしても今の教育制度では、特別支援学校があつてということになる。この話の原点はすべての子どもたちが地域にいて、地域で同じように学ぶということを考えてときに、何を考えていけばいいかという発想からスタートしていかないと、なかなか現状をどう変えていくかという議論に行かないのではないかと思う。

大変厳しいお願いをしている部分があるかと思うが、ある意味では、少しその現実を一旦離れて、すべての子どもの教育が同じ教育制度の中で考えられていくということになったときに、どんな条件を整え、どんな課題をクリアしていくと、学ぶ保障ということが出来るか、或いは共に学ぶとはどういうことなのかを、すべての子どもがいるところで考える、すべての子どもを対象に考えるという視点に立てるかということなので、そういう意味でのご意見をいただくと、条件整備を考えながら、どういう施策にするかということに繋がっていくと思う。

【渡部会長】

委員の皆さんにも戸惑いもあろうかと思うが、大事な発言でもある。

【田村副会長】

先ほど、礒部委員も言われた、特別支援学校等の学校にも行くとしても、その子どもはその地域で居住している。子どもたちの生活のベースは地域にある。だから、極力その地域に近い自分が住んでいるエリア、コミュニティの近いところに、学ぶ場がある方がベターであるということ、これは間違いないと思う。

ただ、現実問題として、子どもの教育的ニーズや、医療的ケアのニーズや、いろいろなニーズにこたえきれるような条件が整っているかどうか、今バラバラなのである。従って、積極的か消極的かということもあるが、究極の選択を保護者は迫られてしまうという、そこが大きな課題なのではないかと思う。

それをどうすればいいのかという話は、結局それぞれが特徴を打ち出し、それぞれが

力をつけていくしかない。ある意味では地域の学校も、総論賛成、各論反対だということがあり、人権とかそういうことを言うと誰も文句は言えないが、では実際自分のところに来るといった話になった途端に、拒否してしまうようなところがいまだに残っている。それは多分、今までいろいろ議論に出てきたように、いろいろな知識や、情報が乏しいということや、慣れてないということ、支援体制が十分整っていない、もしかするとよく知らないということもあるだろうし、いろいろな要素が絡んでいると思う。

ただ、田所委員がおっしゃったように、子どもの原点に立ち返ったときに、その子どもが豊かに生きていけるようにと考えたら、やはりその地域の学校の力をつけていくというところにも、かなり力を入れていかなければいけないのではないかという気がする。逆に言うと小・中学校をどう育成していくか、そういった学校がどういうふうに入受けられるような状況をつくっていくのかというのは、かなり大きなポイントかと思う。そのために特別支援学校や、福祉や教育委員会は何をするべきなのかということが重要な気がする。

【野村委員】

高校の立場で言うと、これから社会に出ていく最後の砦になってしまうケースがとて多く、学ぶことから、今度は地域に戻ってきて、自立しなければいけないということを迫られていく中で、学校がインクルーシブという形でも、地域社会のインクルーシブも同時展開で進めていかないと非常に難しい。学校の中に育って卒業が来た時に、世の中の荒波にぼんと放り出されるような、そういう現状がまだ残っている。だから、地域社会と共に世の中も同時展開で進めていかないと、子どもたちはそのギャップ、荒波に放り出されておぼれてしまうような現状があるのではないかと感じている。

【渡部会長】

それも役割分担の一つであると。

【野村委員】

はい。地域社会のである。

【富澤委員】

インクルーシブな社会、その先の社会は一体どういう社会なのだろうというのは、いろいろ考えているが、やはり居住地の中で、生き生きとした人生を送り、必要な支援が、さりげなくなされるようなこと。小学校の時から、みんなで一緒の中で生活し、その子どもの特性をよくその集団が理解して、甘えさせず、そしてその子が本当に必要な時に支援できるような関係ができ、中学に上がり、また、高校は違っても、同じ地域の中で生活する中で継続していくという方々と接し、一緒に学ぶというのは、こういう良さがあるということを実感したところである。やはり小さい頃から人権意識をしっかりと育てていくことと、それを支える教師集団があり、それにはやはり高い質というのが求められ、また障がいのある子ども本人の力を伸ばすには、専門性も非常に必要なことであり、それを身につけていくのは、大学や、教員になった後の研修等、全体像から取

り組んでいく必要があると思う。私の描くインクルーシブな社会というのは、障がいがある方もない方も一緒に過ごし、働く選択もでき、地域の中で一緒に生きる中でさりげない支援ができる関係性であり、そこでやはり今、小・中学校の学校教育の中で何ができるかと考えたら、一緒に学ぶ場というのがあり、またその子どもの力を伸ばす、多様な場というのがあり、そんな中で、県立の特別支援学校と地域が、市町村の教育委員会ができることもあるだろうし、居住地交流を増やすことが一つの手立てではないかと思うし、その居住地交流をする受入側の体制をつくるのは市町村の役割だろうし、そのあたりで何かシステムができるかと考えているところである。

【田村委員】

議論から離れてしまうが、大学では来年から教職科目の中に、特別支援教育基礎論という新しい科目が必修となる。つまり、全員教員免許をとる学生は必ず受けなければならないという授業がようやくできた。その中には、結構障がいのある子のこともあるが、貧困家庭や被虐待児、外国籍の子ども等、要するに支援の必要な子どもというのは、かなり総論的に入ってきている。

学生たちにシラバスをつくっていて思ったことは、もう一つ特別支援教育総論という授業がある。それは選択科目なので、特別支援教育についてある程度の知識、もしくは興味を持っている学生が来る。そこでは、特別支援学校のことを熱く語るといい雰囲気になり、特別支援学校の教員になろうという学生の育成には役立っていると思うが、基礎論のように全員が出る方の科目というのは、そもそも特別支援教育について全く興味関心もない、もしくは予備知識もない学生たちが来るということを考えれば、障がいのある子のことばかり語ったら、学生はどんどん引いていくだろうと思う。だから、通常の学級での取組むべき事項、通常の学級においてこれから起こりうる課題について語った方がいいかと今考えている。

そうすると、今市町村についても小・中学校についても、障がい児を受け入れろというふうに聞こえるような言い方をしてしまっただけでは、おそらくますます警戒して、引いてしまう可能性があるように感じる。だから、まず今、小・中学校でも様々な子どもたちがいて、様々な子どもたちにどういうふうな目配りをし、対応をし、支援をし、一人一人誰も例外にしないという、インクルーシブ教育の理念、そういうものから語っていった方が、もしかすると入っていきやすいのかなという気がしている。もしかしてこれから全県、一般の方々、社会全体にアピールしていくには、ちょっと違うアプローチも必要になってくるのではないかと、最近感じている。

【渡部会長】

そろそろまとめという形になるが、ご意見はいかがか。

【須山委員】

ご意見を伺う中で、基本的な考え方Ⅲの1に、こういう内容を盛り込めないかと思ったことがある。教育というのは、基本的に教育を受ける権利というのが誰もが平等にと

という意味での、一体的に形式的という言い方がふさわしいのかどうか分からないが、その平等を形作るというものがあり、それは必要なことではあるので、否定できるものではないが、特別支援教育と言ったときは、むしろその個別性とか、個々の違い一つ一つに対応していくという姿勢、気持ち、前提といったものがないと、なかなか進まない部分があるかと思うので、基本的な教育の機会が均等にあるというところの先の話として特別支援教育は、個々の違いに一つ一つ対応していくというような姿勢を、きちんとうたっていくべきではないかと考えたので、そこの検討も進められればと思う。

【渡部会長】

本日はここまでの議論とさせていただきます。

- 4 事務連絡
- 5 閉会挨拶
- 6 閉会